

## 鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金交付要綱

制定	平成26年4月1日第201300206511号
	鳥取県農林水産部長通知
改正	平成27年3月27日第201400200931号
改正	平成28年4月15日第201600004779号
改正	平成29年3月31日第201600199434号
改正	平成30年3月30日第201700321854号
改正	平成31年3月26日第201800342388号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、柿「輝太郎」をはじめとした果樹の優良品種の導入及び生産基盤の整備、並びに高齢化に対応する機械の共同利用の取組を支援し、県内果樹産地の再興を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業のうち「輝太郎」特別対策事業及び柿ぶどう等生産拡大事業の育成促進対策については、対応する別表1の第2欄に掲げる者

(2) 対象事業のうち「輝太郎」特別対策事業及び柿ぶどう等生産拡大事業の生産基盤整備対策、並びに低コスト・体制強化事業については、対応する別表1の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下、「間接補助事業」という。）にかかる補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）以上の間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に別表1の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額又は奨励金の額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

	補助事業者等	間接補助事業者等
第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る別表1の第7欄に定める変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた対象事業の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた対象事業の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
  - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
  - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

#### （間接補助金の支払）

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

#### （間接的な財産処分の承認）

- 第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
  - 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間より短い期間を定めてはならない。
  - 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
    - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
    - (2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

#### （収益納付）

- 第13条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

#### （提出書類の部数等）

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とし、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に提出しなければならない。

#### （雑則）

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

別表1(第3条、第8条関係)

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費 ※(1)	4 間接補助率		5 間接交付主体	6 奨励金・補助率			7 間接補助事業 の重要な変更
細事業	内容			間接補助率			奨励金・補助率			
「輝太郎」 特別対策 事業	生産基盤整備対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手 育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い 手と定められた者 リース事業者	果樹園整備に係る経費 新植 改植(全面改植の場合) 改植(既存樹の間植えの場合) 高接ぎ一挙更新の穂木作成費及び資材代等に係る経費 かん水施設、園内道の整備に係る経費 果樹棚の整備、防除用機械の導入に係る経費 防風施設、排水施設の整備に係る経費	第6欄の率		市町村	別表2の1及び2 以外の取組	別表2の 1の取組	別表2の2の 取組	補助金の増額 事業内容の追 加
							1/2 (ただし、廃園対 策として実施す る場合は2/3)	1/6 ※(5)	1/4 ※(6)	
							2/3 ※(3)	3/4 ※(3)		
							1/2			
育成促進対策	市町村	新植・改植・高接ぎ一挙更新を行った者へ、別表3の奨励金を交付するのに要する経費				1/2				
育苗開始支援対策	全国農業協同組合連 合会鳥取県本部	2年生苗の試作を行った者に育苗経費相当の助成金を交付するのに要する経費				苗1本につき2,5千円				
柿ぶどう等 生産拡大 事業	生産基盤整備対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手 育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い 手と定められた者 リース事業者	果樹園整備に係る経費 新植 改植(全面改植の場合) 改植(既存樹の間植えの場合) 高接ぎ一挙更新の穂木作成費及び資材代等に係る経費 かん水施設、園内道の整備に係る経費 果樹棚、ぶどう用ハウス(トンネルハウスも含む)の整備、防 除用機械の導入に係る経費 防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、網かけ施設(柿、 ぶどう用を除く)、ハウス(ぶどう用を除く)の整備に係る経 費	別表2の2以外 の取組	別表2の 2の取組	市町村	別表2の1及び2 以外の取組	別表2の 1の取組	別表2の 2の取組	
				第6欄の率			1/2	※(4)	1/6 ※(5)	
							1/2 ※(3)	2/3 ※(3)		
							1/3			
1/3 (ただし、新植、 全面改植(ぶど う)にあつては2年 後には品種転 換が見込まれる 間植え改植を含 む)による果樹 棚及びぶどう用 ハウスの整備は 1/2)	※(4)	1/6 ※(5)								
2/3		1/2								
育成促進対策	市町村	新植・改植・高接ぎ一挙更新を行った者へ、別表3の奨励金を交付するのに要する経費				1/2				
低コスト・体 制強化事 業	農業協同組合 生産組織 農業公社 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い 手と定められた者 リース事業者	スピードスプレーヤー、草刈りモア及び別に定める機械の導入に係る経費 機械導入に伴って必要となる園内道の整備に係る経費	第6欄の率		市町村	1/3				

- ※(1) 補助事業対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。  
ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
- ※(2) 振興品種は、果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)第2に基づき、産地協議会が産地計画に定めた生産を振興する品目・品種及び市町村と地方事務所の長が地域特産として振興すべきと認めた品目・品種とする。
- ※(3) 要綱第3条の1の(2)に該当する補助金については、別表2の1の国事業により交付される額を差し引いた額とする。但し、計算は生産者ごとに行うものとし、各生産者に対する補助金額を国事業により交付される額が上回る場合は、その生産者に補助金は交付しないものとする。
- ※(4) 国事業の補助率が2分の1を下回る場合は、2分の1から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。
- ※(5) 国事業の補助率が2分の1を下回る場合は、3分の2から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。
- ※(6) 国事業の補助率が2分の1を下回る場合は、4分の3から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。

別表2

取 組 内 容	
1 果樹経営支援対策の取組	果樹農業好循環形成対策実施要綱(平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知)の果樹経営支援対策(以下「国事業」という。)により新植、改植(全面改植の場合)、高接ぎ一挙更新、かん水施設及び園内道の整備を行うもの。
2 やらいや果樹園整備の取組	果樹栽培が継続出来なくなった場合には新たな生産者へ継承する果樹園として園主が所属する生産組織が登録し(以下登録園を「やらいや果樹園」という。)、果樹園の流動化や担い手確保に関する取組みを行うもの。 なお、新植、改植(全面改植の場合)、高接ぎ一挙更新、かん水施設及び園内道の整備にあつては、国事業を併用して事業実施する場合に限り対象とする。果樹棚の整備及び防除用機械の導入にあつては、改植(既存樹の間植えの場合)及び高接ぎ順次更新による品種転換途中の園を除いて対象とする。ただし、ぶどう用ハウスの整備にあつては、2年後に品種転換が見込まれる間植え改植の園も対象とすることとする。

別表3

品 目	奨励金の額(円/10a)		
	新植・改植(全面改植の場合)	改植(既存樹の間植えの場合)	高接ぎ一挙更新
かき	48,000	24,000	48,000
ぶどう	94,000	47,000	47,000
もも	47,000	24,000	47,000

様式第1号(第4条、第10条関係)

年度鳥取柿ぶどう等生産振興事業計画  
及び収支予算(事業報告及び収支決算)書

第1 事業実施方針(実施結果)

第2 事業の内容

細事業毎に別紙1～3のとおり

第3 事業費の内訳

対象事業	事業費	負担区分				備考
		県費	市町村費	基金協会	事業実施主体	
	円	円	円	円	円	
合計	0	0	0	0	0	

第4 収支予算(又は決算)

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
県補助金 市町村費 基金協会補助金 事業実施主体	円	円	円	円	
合計	0	0	0	0	

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計	0	0	0	0	

第5 事業完了予定(又は完了)年月日

年 月 日

第6 県内事業者への発注が困難である場合の理由(別表1のただし書 (1)の申請を行う場合)

第7 他の補助金の活用の有無 ( 有 ・ 無 )

他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」いずれかに をしてください。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

第8 生産者の事業実施主体の要件

別表1の第2欄の認定農業者及び準ずる者、産地計画に定められた担い手等のいずれかを記載してください。

複数の生産者が事業を実施する場合、本欄には別記1のとおりと記載し、別記1の備考欄に記載してください。

第9 消費税の取り扱い (一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者)

消費税の取り扱いについて、「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに をしてください。

複数の生産者が事業を実施する場合、本欄には別記1のとおりと記載し、別記1の備考欄に記載してください。



別紙1(「輝太郎」特別対策事業)

事業の内容

1 生産基盤整備対策

事業実施主体名	
---------	--

区 分	受 益		施工箇所 数・台数	事業費	負 担 区 分				備 考
	戸数	面積			県 費	市町村費	基金協会	事業実施主体	
	戸	a	カ所・台	円	円	円	円	円	
(1)果樹経営支援対策の取組									
・新植									県1/6協会1/2
・改植(全面)									県・協会2/3
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)やらいや果樹園整備の取組									
・新植									県1/4協会1/2
・改植(全面)									県・協会3/4
・高接ぎ一挙更新									県1/4協会1/2
・かん水施設									県1/4協会1/2
・園内道									県1/4協会1/2
・果樹棚							-		県3/4
・防除用機械							-		県3/4
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) (1)(2)以外の取組									
・新植(廃園対策)							-		県2/3
・新植(廃園対策以外)							-		県1/2
・改植(廃園対策)							-		県2/3
・改植(廃園対策以外)							-		県1/2
・改植(間植え)							-		県1/2
・高接ぎ							-		県1/2
・かん水施設							-		県1/2
・園内道							-		県1/2
・果樹棚							-		県2/3又は1/2
・防除用機械							-		県1/2
・防風施設							-		県1/2
・排水施設							-		県1/2
小 計	0	0	0	0	0	0	-	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	

注)負担区分の基金協会の欄は、一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会からの補助金額を記入

2 育成促進対策

市町村名	
------	--

新植、改植(全面改植)		高接ぎ一挙更新、改植(既存樹の間植え)		事業費	負担区分		備考
面積	奨励金	面積	奨励金		県費	市町村	
a	円	a	円	円	円	円	

3 育苗開始支援対策

育苗試作			事業費	負担区分		備考
育苗業者数	本数	助成金		県費	その他	
業者	本	円	円	円	円	

4 添付資料

対象事業	添付資料
1 生産基盤整備対策	(1) 事業実施箇所別一覧(別記1) (2) 位置図 (3) 実施設計書(又は出来高設計書):任意様式 (4) 現況写真(又は完成写真) (5) 果樹経営支援対策整備事業実施計画(実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(確定報告)の写し(国事業による新植、改植、高接ぎ、かん水施設又は園内道の整備の場合) (6) 生産組織のやらいや果樹園の登録を示す書面の写し(やらいや果樹園の取組の場合のみ。交付申請時は省略可) (7) 融資計画(別記4、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合) (8) 県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料(別表1のただし書(1)の申請を行う場合) (9) リース契約書 リース事業を実施した場合、実績報告書に添付 (10) 各費用の根拠資料
2 育成促進対策	(1) 事業対象者一覧(別記2) (2) 植栽状況報告書(別記3、実績報告時に添付、生産基盤整備対策及び国事業で実施した場合は省略可)
3 育苗開始支援対策	(1) 各費用の根拠資料

別紙2 (柿ぶどう等生産拡大事業)

事業の内容

1 生産基盤整備対策

事業実施主体名									
区 分	受 益		施工箇所 数・台数	事業費	負 担 区 分				備 考
	戸数	面積			県 費	市町村費	基金協会	事業実施主体	
	戸	a	カ所・台	円	円	円	円	円	
(1)果樹経営支援対策の取組									
・改植(全面)									県・協会1/2
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)やらいや果樹園整備の取組									
・新植									県1/6協会1/2
・改植(全面)									県・協会2/3
・高接ぎ一挙更新									県1/6協会1/2
・かん水施設									県1/6協会1/2
・園内道									県1/6協会1/2
・果樹棚							-		県1/2・間接補助率2/3
・ぶどうハウス							-		県1/2・間接補助率2/3
・防除用機械							-		県1/2・間接補助率2/3
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) (1)(2)以外の取組									
・新植							-		県1/2
・改植(全面)							-		県1/2
・改植(間植え)							-		県1/3
・高接ぎ一挙更新							-		県1/3
・かん水施設							-		県1/3
・園内道							-		県1/3
・果樹棚							-		県1/2又は1/3
・ぶどう用ハウス							-		県1/2又は1/3
・防除用機械							-		県1/3
・防風施設							-		県1/3
・パイプ棚							-		県1/3
・排水施設							-		県1/3
・防蛾灯							-		県1/3
・網かけ施設							-		県1/3
・ハウス(ぶどう用以外)							-		県1/3
小 計	0	0	0	0	0	0	-	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	

注)負担区分の基金協会の欄は、一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会からの補助金額を記入

2 育成促進対策

市町村名	
------	--

新植、改植		高接ぎ一挙更新、改植(既存樹の間植え)		事業費	負担区分		備考
面積	奨励金	面積	奨励金		県費	市町村	
a	円	a	円	円	円	円	

3 添付資料

対象事業	添付資料
1 生産基盤整備対策	(1) 事業実施箇所別一覧(別記1) (2) 位置図 (3) 実施設計書(又は出来高設計書) (4) 現況写真(又は完成写真) (5) 果樹経営支援対策整備事業実施計画(実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(確定報告)の写し(国事業による新植、改植、高接ぎ、かん水施設又は園内道の整備の場合) (6) 生産組織のやらいや果樹園の登録を示す書面の写し(やらいや果樹園の取組の場合のみ。交付申請時は省略可) (7) 融資計画(別記4、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合) (8) 県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料(別表1のただし書(1)の申請を行う場合) (9) リース契約書 リース事業を実施した場合、実績報告書に添付 (10) 各費用の根拠資料
2 育成促進対策	(1) 事業対象者一覧(別記2) (2) 植栽状況報告書(別記3、実績報告時に添付、生産基盤整備対策及び国事業で実施した場合は省略可)

## 事業の内容

## 1 事業実施主体

## 2 導入機械、園内道

機 械 名	仕様・能力等	台 数	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				県費	市町村費	その他	
		台	円	円	円	円	
計							
園内道の施工箇所	規格等	延 長	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				県費	市町村費	その他	
		m	円	円	円	円	
計							

## 3 受益戸数・面積等

地 域 名	機械作業を行う 生産者名又は組織名	受益戸数	受益面積	機械作業の内容、 果樹の品目等	備 考
		戸	a		

## 4 添付書類

- (1) 機械のカタログ等：仕様・能力等が分かるもの、見積書、導入機械の規模決定根拠等：任意様式
- (2) 園内道の実施設計書（又は出来高設計書）：任意様式
- (3) 低コスト・体制強化計画書：別記5
- (4) 機械の共同利用組織が事業実施する場合にあっては規約等：組織内容が分かるもの
- (5) 機械作業の受託者が事業実施する場合にあっては委託者の同意書：任意様式
- (6) 融資計画（事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合）：別記4
- (7) 県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料（別表1のただし書（1）の申請を行う場合）
- (8) リース契約書 リース事業を実施した場合、実績報告書に添付



(3) (1)(2)以外の取組

ア 新植、改植、高接ぎ

区分	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品種名	苗木(穂木)本数	面積	事業費	備考
新植計					本	a	円	
全面改植計								
間植え改植計								
高接ぎ計								

イ 果樹棚、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、ハウス、網かけ施設

工種	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品種名	構造・規格等	面積	事業費	備考
果樹棚計						a	円	
ぶどう用ハウス計								
かん水施設計								
園内道計								
防風施設計								
パイプ棚計								
防蛾灯計								
網かけ施設計								
ハウス(ぶどう用以外)計								

ウ 防除用機械

機械名	地域名	生産者名 又は組織名	防除面積	防除対象 品種名	仕様・ 能力等	台数	事業費	備考
スピードスプレー計			a			台	円	

留意事項

- ・(3)のイで果樹棚、ぶどうハウスの整備をする場合は、備考欄に品種の導入方法(新植・改植・高接ぎ)を記載すること。
- ・(3)のイで「輝太郎」の果樹棚の整備をする場合は、備考欄に廃園対策の当否を記載すること。
- ・消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)を備考欄に記載すること。  
様式第1号に記載した場合は、不要。
- ・生産者の事業実施主体の要件(別表1の第2欄の認定農業者及び準ずる者、産地計画に定められた担い手等)について備考欄に記載すること。様式第1号に記載した場合は、不要。





別記3(「輝太郎」特別対策事業・柿ぶどう等生産拡大事業)

育成促進対策 植栽状況報告書

報告日: 年 月 日

植栽年度	年度	生産者名		市町村名	
果樹園所在地			品種名		
面積	a	苗木(高接ぎ)本数			
見取り図					

果樹園の図に本事業での導入品種や既存品種の植栽位置を , , 等の印で分けたもの。

写真	
----	--

別記4(「輝太郎」特別対策事業、柿ぶどう等生産拡大事業、低コスト・体制強化事業)

融資計画

種目・項目	間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、 金融機関から融資を受ける場合の融資の内容			
	融 資 名 (制度・その他)	金融機関名融資を 受けようとする金額	償還年数	そ の 他
		円	年	

低コスト・体制強化計画書

作成年月日:

作成者(組織):

1 産地(地域、組織)の概要

2 産地(地域、組織)の低コスト化・体制強化に向けた取組内容

導入する機械の活用や独自の活動等により、どの様に低コスト化や体制強化に取り組んでいくのが具体的に記載すること

3 機械の利用計画

受益者等	品目等	機械利用面積(a)							備考
		計画年 (年)	耐用年数の中間年(年)			耐用年数の最終年(年)			
			計画時	実績	利用割合(%)	計画時	実績	利用割合(%)	
合計									

注1) :耐用年数の最終年の利用割合が計画年と比べて70%以上になること  
 注2) :耐用年数の中間年及び最終年の計画時は、機械導入以降の受益者の異動や品目転換の見込みを考慮して記入できる

4 その他

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 対象事業  
本補助金の対象事業は、「  
」とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。
- 2 交付決定額等  
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。
  - (1) 算定基準額 金 円
  - (2) 交付決定額 金 円
- 3 経費の配分  
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 本補助金の額の確定  
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日付第201300206511号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守  
本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。  
なお、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が規則第5条の申請書に記載してある場合は、県の承認を受けたものとする。

様式第3号(第10条関係)

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取柿ぶどう等生産振興事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金について、鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 規則第18条の補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                  | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額           | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)                              | 金 | 円 |

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。